

高知県立大学研究倫理指針

1 基本的な考え方

高知県立大学（以下「本学」という。）は、平和な社会の発展及び人々の生活の質向上に向け、知の創造に寄与する学術研究を行うとともに、地域志向の教育研究を通じ、地域の文化の発展と健康・福祉の向上に貢献することを理念とし、人口構造の変化、科学技術の発展、グローバル化の進展など、急激な変化の中で社会の要請に常に応えつつ、未来を拓く実践力を育成する大学、知識基盤社会を支えていく新たな知を創出する大学、地域と共に育ち地域に育てられる大学を目指している。

この使命を遂行していくうえで、研究者各人は高度な倫理的規範を保持し、社会の厚い信頼を得ることが必要不可欠である。

高知県立大学研究倫理指針（以下「本指針」という。）は、本学の研究が社会からの信頼を得つつ適正に推進されるよう、本学の研究者が研究を遂行するうえで自らの研究の立案、計画、申請、実施及び報告などの過程において遵守する基準を定めたものである。

2 適用対象者

本指針の適用対象者は、本学の教職員並びに本学で研究活動に従事する学部・大学院学生及び研究員等（以下総称して「研究者」という。）とする。

3 研究者の責務

（1）基本的事項

ア 研究者は、学術研究が社会からの信頼と負託の上に成り立っていることを自覚し、本学の使命の実現に向け、高い倫理的規範のもとに、良心と信念に従い誠実に行動しなければならない。

イ 研究者は、人間の尊厳と基本的人権を尊重し、社会の理解を得られるように努めなければならない。

ウ 研究者は、日本学術会議声明「日本学術会議憲章」及び「科学者の行動規範－改訂版－」、日本学術会議が定めた「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」並びに文部科学省、厚生労働省及び経済産業省が定めた「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」、我が国の法令等、本学の諸規程等並びに国際的に認められた規範、規約、条約等を遵守しなければならない。

エ 研究者は、常に研究者としての能力の一段高い水準を目指して自己研鑽しなければならない。

オ 研究者は、専門的知識をいたずらに過信することなく、常に自らの行動や発言を律するよう努めるとともに、自らが関与する研究が一般社会や人々に与える影響を常に謙虚に自覚しなければならない。

カ 研究者は、異なる学問分野等に係る固有の文化や価値観等の理解に努め、それらを尊重しなければならない。

キ 研究者は、相互に独立した対等の研究者であることを理解し、互いの学問的立場を尊重しなければならない。また、教員は、学部・大学院学生が研究活動に加わる時は、学生が不利益を被らないように十分配慮しなければならない。

ク 研究者は、研究活動上の不正行為その他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

ケ 研究者は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修（以下「研究倫理教育」という。）を受講するとともに、学生その他の後輩研究者に必要な教育を行うよう努めなければならない。

（2）研究計画の立案・実施

ア 研究者は、研究計画の立案・提案に当たっては、過去に行われた研究業績の調査・把握に努め、自己のアイディアや手法の独創性・新奇性を誠実に確認しなければならない。他者の独創性・新奇性は、尊重しなければならない。

イ 研究者は、研究の進捗状況の自己点検を行い、適切な経過報告ができるよう努めなければならない。

ウ 研究者は、研究成果の公表に当たっては、研究方法等を他の研究者から追試、検証できるようにできるだけ具体的に提示しなければならない。

エ 研究者は、研究途中であっても、当該研究によって社会や人類に好ましくない影響を及ぼす可能性がある」と判断された場合は、その研究を続行するか否かについて慎重に検討しなければならない。

(3) 社会からの信頼の確保（研究者の利益相反行為）

研究者は、次の各号に掲げる産官学連携活動を含む研究活動を行う場合は、利益相反が生ずるおそれがあることを十分に認識し、大学及び研究者に対する社会からの信頼が損なわれないように、透明性を確保しなければならない。

(ア) 共同研究や受託研究を行う、または参加するとき

(イ) 企業等への兼職を行うとき

(ウ) 企業等から寄付金、助成金および設備・物品の供与を受けるとき

(エ) 報酬、株式譲渡などの経済的利益を受けるとき

(オ) 研究活動に関して企業等から何らかの経済的価値を持つ便宜を供与されるとき

(カ) 研究者が自己の発明などを企業等に技術移転するとき

(キ) 前各号に定めるもののほか高知県立大学研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）が利益相反行為であると認めるとき

(4) 研究における協力者の人格及び人権の尊重（インフォームド・コンセント）

ア 研究者は、人の思想信条、財産状況、社会環境や心身の状況等の個人に関する情報・データの提供を受けて研究を行うときは、当該情報・データを提供する人（以下「協力者」という。）に対して研究の目的・意義、収集方法や利用方法、当該研究により得られる結果等の特性を踏まえた研究結果の説明方針等について、協力者が被る可能性のある不利益や不快な状態及びインフォームド・コンセントの手続き等について十分説明しなければならない。

イ 研究者は、協力者に対し、不利益を受けることなくいつでも研究への協力を中止又は協力の同意を撤回する権利を有することを説明しなければならない。

ウ 研究者は、協力者が上記の事柄を理解したことを確認した上で、自由意思により同意した旨を、原則として文書で確認しなければならない。

エ 研究者は、協力者が社会的又は医学的な理由等により、本人からインフォームド・コンセントを得ることが困難な場合には、当該協力者が研究を実施する上で必要不可欠であることについて、高知県立大学研究倫理審査委員会又は領域別研究倫理審査委員会の承認を得たときに限り、代諾者等（当該協力者の法定代理人又は配偶者、成人の子、父母等協力者の意思及び利益を代弁できると考えられる者をいう。）からインフォームド・コンセントを受けすることができる。

オ 上記3-(4)-アから3-(4)-ウについては、協力者が組織、団体等の場合についても同様とする。

(5) 資料・データ等の適切な方法による収集・管理

ア 研究者は、資料やデータ等の収集に当たっては、科学的かつ一般的に妥当と考えられる方法・手段により行わなければならない。

イ 研究者は、当該研究のために収集・作成した資料やデータ等の記録は適切に保管し、事後の検証・追試が行えるよう一定期間保存し、開示の必要性が認められる場合は、これを開示しなければならない。但し、個人に関する情報やデータについては、協力者との合意を得た期間とする。

ウ 研究者は、研究記録が研究者の当該研究活動の経過を具体的に示す大切な記録書であることに鑑み、権利確保のためにも必ず作成し、適正に保管しなければならない。

(6) 個人情報の保護

ア 研究者は、個人情報個人の人格尊重の理念の下に慎重に扱われるべきものであることに鑑み、利用目的の明確化、内容の正確性の確保等その適正な取り扱いに努めなければならない。

イ 研究者は、協力者に関する情報の管理に万全を期すとともに、個人情報保護の重要性に鑑み、研究遂行上知り得た個人情報を本人の承諾なくして他に漏らしてはならない。また、その職を辞した後も同様とする。

ウ 研究者は、研究の推進上協力者に関する個人情報の取扱いを外部に委託するときは、委託先に安全管理の方法の明確化と個人情報保護の徹底を義務付けなければならない。

エ 研究者は、個人情報の取扱いに関する苦情等には誠実に対応しなければならない。

(7) 研究機器・薬品等の安全管理

ア 研究者は、研究実験において研究装置・機器、薬品及び各種材料等を用いるときは、関係法令・規程等を遵守し、その安全管理に努めなければならない。

イ 研究者は、研究実験の過程で生じた残滓物、廃棄物及び使用済みの薬品・材料等については、責任を持って処理しなければならない。

(8) 研究の透明性の確保

研究者は、研究遂行中において適宜進捗状況の自己点検を行い、協力者等からの研究の進捗状況の問い合わせ等に対しては、誠実に対応しなければならない。

(9) 研究成果の公表

ア 研究者は、特許権の取得等合理的な理由があるため公表に制約がある場合を除き、研究の成果を広く社会に還元するため公表しなければならない。

イ 研究者は、研究成果の公表に当たっては、先行研究を精査し尊重するとともに、他者の知的財産を侵害してはならない。

ウ 研究者は、ねつ造、改ざん及び盗用（以下「特定不正行為」という。）等の不正な行為をしてはならない。

(10) 著者・共著者の考え方

研究者は、研究結果の公表に当たり、当該研究に直接関与し、その結果に責任を負う者を著者・共著者としなければならない。

(11) 研究費の適切な管理

ア 研究者は、研究費の原資が学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金等及び財団・企業等からの助成金・寄付金等によって賄われていることを深く認識し、研究費の適正な使用・管理に努めなければならない。

イ 研究者は、交付された研究費を当該研究目的のみに使用しなければならない。

ウ 研究者は、研究費の使用に当たっては、関係法令、本学の諸規程及び当該補助金等の使用規則等を遵守しなければならない。

エ 研究者は、研究費に関する証拠書類等について、本学の諸規程等に基づき所定の期間、適切に管理・保存しなければならない。

(12) 他者の業績評価における留意事項

ア 研究者は、審査員として他の研究者の業績評価を行う際に、評価に恣意的な観点を混入してはならない。また、求められている評価が自己の能力を超えていたり、利害関係があるため公正な評価が困難であると判断するときは、審査員を辞退すべきである。

イ 研究者は、他の研究者の業績評価に関わり知り得た情報を自己又は第三者の利益のために不正に利用したり、他に漏らしてはならない。

4 本学の責務

(1) 研究環境の整備と倫理教育

- ア 本学は、不正行為を抑止する事前防止の取組、学生及び若手研究者の研究計画確認体制、論文独自性検証ツールの整備等を推進することにより研究者が十分に能力を発揮できるように研究環境を整え、研究者の成長と適性に応じた力量形成に配慮する。
- イ 本学は、研究者が本指針を遵守して誠実に行動するとともに、研究者の研究倫理意識の高揚を図るため、必要な啓発及び倫理教育を実施する。部局等において実質的な責任と権限を持つ者として、高知県公立大学法人高知県立大学組織規程第2条に定める部、局、センター等のうち教職員が配置されている組織の長を「研究倫理教育責任者」とし、所属する研究者に対し研究倫理教育を推進する。
- ウ 本学は、研究の実施、研究費の執行にあたっては、関係法令や本学の規程等を遵守するよう周知徹底するとともに、不正行為が起こらないよう必要な措置を講じる。
- エ 本学は、研究者が、利益相反あるいは研究活動に対する不当と思われる侵害など、紛争的な事象が生じた場合は、その解決に向けて必要な措置を講じる。

(2) 委員会の設置

- ア 本指針の適正な運用を促進するとともに、研究者の研究倫理に反する行為、不当又は不公正な扱いを受けたものからの相談、或いは研究者自身が直面する侵害行為などについて対応するため、委員会を設置する。
- イ 委員会に関する事項は、別に定める。

(3) 本指針に違反する行為（特定不正行為及び研究費の不正使用に関するものを除く。）への対応

- ア 本指針に違反する行為が行われていることを知った者及び当該違反行為により不利益又は不公正な取り扱いを受けている者は、事務局総務部に設置された通報窓口に通報するものとする。通報を受け付けた通報窓口担当者は、速やかに学長及び委員長へ報告する。通報者の保護に関しては、高知県公立大学法人公益通報者保護規程に準じて取り扱うものとする。
- イ 委員会は、当該通報内容を精査し、必要に応じて関係する研究分野の学内の専門家の協力を得て、予備調査を実施する。
- ウ 委員会は、上記予備調査の結果を学長に報告し、学長が本調査の必要を認めたときは、速やかに委員会で本調査を行うものとする。
- エ 委員長又は委員会は、調査に必要な資料や機器を保全する必要があると認めるときは、関係者に次の必要な措置を取ることを要請することができる。

(ア) 疑義を受けている者（以下「調査対象者」という。）の当該調査に係る利害関係者との接触の禁止、調査対象者の所属研究室などの一時閉鎖、調査に係る物品、資料の確保及びその他必要な措置

(イ) 調査対象者は、上記調査に対し誠実に対応しなければならない。

(ウ) 委員会は、調査の過程で必ず調査対象者の弁明を聞かなければならない。

(エ) 委員会は、調査関係者にその調査結果を報告するとともに、原則としてその概要を公表するものとする。

(オ) 調査対象者は、委員会の調査結果に不服があるときは、その報告を受けた日から起算して2週間以内に、委員会に対して不服申し立てを行うことができる。

オ 本指針（上記「3（11）」を除く）に違反する行為者等への対応については、次のとおりとする。

(ア) 学長は、委員会の調査結果により不正行為が認定された者（以下「不正行為認定者」という。）について、高知県公立大学法人職員就業規則に基づき厳正な処分を行わなければならない。

(イ) 学長は、不正行為認定者が既に支出した研究費のうち、適切でないと認められる支出分については返還を求めるほか、当該不正行為認定者に対しては学長が指定する期間、内外の競争的研究資金を含む研究費の使用を禁止するものとする（研究機器の維持管理費は除く。）。

(ウ) 学長は、十分な根拠もなく、専ら調査対象の研究者を陥れる目的で通報を行った者について、通報者の処分等、必要な措置をとるものとする。

(4) 特定不正行為及び研究費の不正使用への対応

この取扱については、別に定める。

5 補 則

本指針に定めるもののほか、この指針の施行に関して必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この指針は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月4日改正）

この指針は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成28年11月2日から施行する。

附 則

この指針は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和3年6月30日から施行する。

附 則

この指針は、令和8年4月1日から施行する。